

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和六年十月十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームざおう	福山市蔵王町162番地1	令和6年9月30日
病院	安佐医師会病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番38号	令和6年10月3日
病院	山本病院介護医療院	尾道市高須町735番地	令和6年10月3日